

## 船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第152号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月16日 05時10分ごろ	
発生場所	山口県長門市 長門川尻岬灯台から真方位318° 10.4海里付近 (概位 北緯34° 34.2′ 東経130° 50.0′)	
事故等調査の経過	平成21年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第五<sup>にっしん</sup>丸、19トン TT2-1925（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 拓<sup>たく</sup>丸、5.3トン YG2-7707（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首部に擦過傷</p> <p>B 右舷中央部に破口</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、約10ノット（kn）の対地速力で自動操舵により南南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、約12knの対地速力で自動操舵により北北西進中、船長Bが居眠りに陥り、平成21年10月16日05時10分ごろ、川尻岬北西沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、川尻岬北西沖を南南東進中、船長Aが警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが眠気は催さなかったものの、海上平穏のうえ、周囲に航行の支障となる船舶がいなかったこともあって、気が緩み、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、川尻岬北西沖において、A船が南南東進中、B船が北北西進中、船長Aが警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作もとらずに航行し、また、船長Bが居眠りに陥って航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	